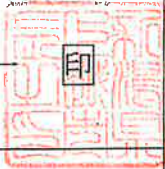


公 示 送 達 書	
次の者に書類を公示送達します。 なお、公示送達した書類は、市長が 保管しており受領権限を有する者には いつでも交付します。	令和8年9月11日 上越市長 小菅 淳 
担当部署名	財務部 税務課
送達を受けるべき者の氏名	書類を送達する根拠法令
RAMADHAN SUPRIYATNA	地方税法 第319条の2第3項
MULYANA SIAMA PUTRA	地方税法 第319条の2第3項
北山 和久	地方税法 第319条の2第3項
金子 映未	地方税法 第319条の2第3項
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過し たときに書類の送達があったものとみなされます。	